

岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 会議は別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな団体・機関を加えることができる。

(組織及び運営)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室長をもって充てる。
- 3 会議は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調整機関の指定)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室とする。

(指定支援機関の指定)

第6条 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議とする。

- 2 指定支援機関は、会議を構成する機関が行う支援の充実を図るため、人材育成及び交流を目的とした研修会等を実施するものとする。（子ども・若者に対する直接的な支援を行うことは想定していない。）

(経費負担)

第7条 会議に係る経費については、各構成機関において負担する。

(秘密保持義務)

第8条 会議の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、会議の事務において知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	機関名
教育	岩手県教育委員会事務局学校調整課
	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
	岩手県立総合教育センター
福祉・保健・医療	岩手県保健福祉部地域福祉課
	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
	岩手県精神保健福祉センター（岩手県ひきこもり支援センター）
	岩手県立療育センター（岩手県発達障がい者支援センター）
雇用	岩手労働局職業安定部職業安定課
	岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
	もりおか若者サポートステーション
	いちのせき若者サポートステーション
矯正・更生保護	盛岡少年鑑別支所（法務少年支援センターいわて）
	盛岡保護観察所
	岩手県警察本部生活安全部少年課
民間支援団体	岩手県社会福祉協議会
	キャリアバンク株式会社
	岩手県青少年育成アドバイザー連絡会
	（公社）岩手県青少年育成県民会議（青少年活動交流センター）
事務局	岩手県環境生活部若者女性協働推進室